

令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託募集要項

1 募集の趣旨

県では、少子化が進行し、普段の生活で乳幼児とふれあう機会が減少している中、若い世代にとって子どもを産み育てることや家族を持つことがイメージできる機会となるよう、若い世代と乳幼児との触れ合い体験を実施することとしており、その企画や運営等を委託する団体を募集します。

2 委託業務の内容

別紙「令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託仕様書」のとおり

3 応募資格

次の(1)から(4)の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

4 委託者

鹿児島県

5 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

6 委託費

4,185,500円（上限額。消費税10%を含む。）

7 委託期間

委託契約の日から令和9年3月5日（金）まで

8 企画提案について（1社あたり1案。その経費は各社の負担）

(1) 説明会

説明会は原則実施しないが、希望があれば、質問票により質問受付期限までにその旨を申し出ること。

なお、個別に説明会を行った場合、その質疑の内容は県HPに掲載することとする。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係（県庁4階）

電話番号：099-286-2800

イ 提出書類

(ア) 団体等に関する調書

(イ) 企画書(任意様式。A4縦サイズで統一)

※ 次の①～④を満たす内容にしてください。

- ① 企画の概要(実施方法、イベント当日のタイムスケジュールなど)
- ② 受入保育所等の募集方法
- ③ 参加者の募集・周知の方法
- ④ 参考見積書

ウ 提出部数

6部

エ 提出期限

令和8年5月28日(木)午後5時(必着)

オ 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。
- ・ 提出する企画書・作品の制作費用等は、事業者の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は、無効とします。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。

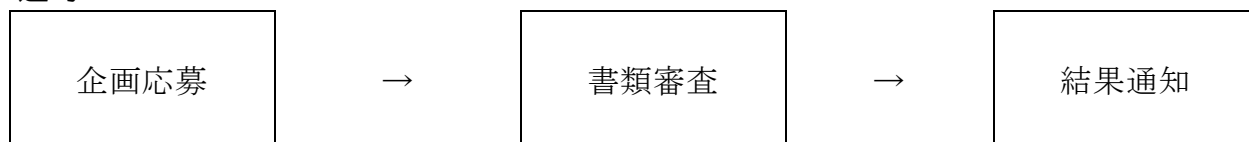
9 選定方法

提出された応募書類により審査・選考を行い、受託者として1団体を決定します。

(1) スケジュール(予定)

日程	内容
5/1(金)	企画募集、質問等受付開始 ※ 質問がある場合は、 子ども政策推進係(ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp) へ送付ください。 ※ 質問の回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、県ホームページに掲載します。
5/12(火)頃	質問等 回答【1回目】※5/8(金)までの受付分
5/20(水)	質問等 受付締め切り
5/25(月)頃	質問等 回答【最終】
5/28(木)	企画書 提出締切り ※郵送の場合、必着 ※持込の場合、17時まで

(2) 選考



(3) 審査基準

別紙「令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託に係る企画選定基準・採点表」のとおりとします。

10 委託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

(3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

11 契約の締結等

(1) 企画案採択後の協議

ア 企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、実施に向けた協議を改めて行います。

なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合があります。

イ 県と実施団体は、協議に基づき、業務委託契約に必要な仕様書を作成します。

(2) 見積書等の提出

事業費の見積書のほか、実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、以下の書類を県に提出します。

ア 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」

イ 県税の納税証明書

(3) 契約の締結

県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。

(4) 事業実績報告及び完了検査

ア 実施団体は、事業終了後、令和9年3月5日（金）までに事業実績報告書及び収支決算書を県に提出します。

イ 県は、実施団体からアの書類を受理した後、速やかに完了検査を行います。

(5) 事業費の請求及び支払い

ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求します。

イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

(6) 会計帳簿類の保管

ア 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。

イ 会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和9年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

(7) 著作権等

業務委託の実施により取得した著作権は、原則として委託元である県に帰属するも

のとします。

【提出先・お問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係 担当：栢山

電 話：099-286-2800

F A X：099-286-5503

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

令和8年度乳幼児との触れ合い体験実施業務委託に係る企画選定基準・採点表

【基礎評価】

- 5 : 提案条件を十分に満たし、提案内容が最も優れている。
- 4 : 提案条件を満たし、提案内容が優れている。
- 3 : 提案条件を満たしている。【標準点とする。】
- 2 : 提案条件をやや満たしていない。
- 1 : 提案条件を満たしていない。
- 0 : 提案がない。

1 評価表

No.	審査項目及び採点基準	基礎評価点数	加重率	合計
1 提案事業者の概要		(小計 15)		
(1)	事業を適切に実施できる組織体制、経営状況であるか。	5	1	5
(2)	個人情報の管理について、適切に対応できる体制が整っているか。	5	1	5
(3)	過去に本業務と類似した事業の実績があるなど、事業実施に関するノウハウを有しているか。	5	1	5
2 事業の内容・管理		(小計 15)		
(1)	仕様書記載の事業内容について全て網羅されているとともに、事業目的及び趣旨を理解し、事業を実施できるか。	5	1	5
(2)	事業が円滑に進められるよう、適切なスケジュールとなっているか。	5	1	5
(3)	事業を効果的かつ効率的に実施できるための創意工夫等がなされているか。	5	1	5
3 提案を要望した事項		(小計 50)		
(コンセプトへの適合性)				
(1)	企画提案された企画のコンセプトが事業の趣旨に沿ったものとなり、集客力のある企画であるか。	5	2	10
(2)	若者世代の子どもや子育てに対する意識や価値観に前向きな変化をもたらす内容か。	5	2	10
(乳幼児触れ合い体験)				
(3)	参加者が乳幼児との関わり方等について学び、結婚・子育てに対する理解を深めることができる内容か。	5	3	15
(4)	乳幼児や参加者に対する安全面の対策は十分にとられているか。	5	3	15
4 事業費積算の内容		(小計 10)		
(1)	本事業を実施するに当たり、必要な経費を具体的に積算しているか。	5	1	5
(2)	・経費の内容(額)は、概ね適当か。 ・対象外経費は含まれていないか。	5	1	5
5 自由提案事項		(小計 10)		
(1)	仕様書に記載されていない内容で、本業務目的の達成に必要なとされるアイデア等の提案(自由提案事項)があるか。その内容は実現可能性の高いものか。	5	2	10
合計 100 点				100